

新たに建設するホテル又は旅館は、 すべての客室のバリアフリー化と バリアフリー情報の公表が必要となります。

～令和2年9月1日以降に工事着手する建築物から適用されます。～

【大阪府福祉のまちづくり条例の改正の概要】 施行 令和2年9月1日

1. 一般客室（車椅子利用者用客室以外の客室）のバリアフリー基準の創設

【対象】 建築^{※1}する部分の床面積の合計が1,000㎡以上のホテル又は旅館^{※2}

※1 新築、増築、改築又は用途変更

※2 風営法第2条第6号第四号に規定する施設及び簡易宿所除く

【内容】 ① 道等及び車椅子利用者用駐車施設から一般客室までの経路は、
階段又は段を設けない。

ユーティルームワン

② UDルームⅠ基準（客室床面積18㎡未満（2以上のベッドの客室は22㎡未満））

➤ 段差の解消など高齢者や障がい者等に配慮した最低限の基準（詳細は裏面参照）

ユーティルームツー

③ UDルームⅡ基準（客室床面積18㎡以上（2以上のベッドの客室は22㎡以上））

➤ 車椅子利用者の利用にも一定配慮した基準（詳細は裏面参照）

2. 車椅子利用者用客室のバリアフリー基準の拡充

【対象】 建築^{※1}する部分の床面積の合計が1,000㎡以上のホテル又は旅館

※1 新築、増築、改築又は用途変更

【内容】 車椅子利用者がより円滑に利用できるよう、客室出入口及び浴室等の出入口の
引き戸の義務化

3. バリアフリー情報の公表制度の創設

【対象】 「1. 一般客室」と同様

【内容】 宿泊の予約前にバリアフリー状況を確認できるよう、営業者にバリアフリー情報の
公表の義務化。営業者は、営業開始前に届出が必要となります。（詳細は裏面参照）

（バリアフリー情報の公表のイメージ）



車椅子利用者用
駐車施設 有



車椅子利用者対応
エレベーター 無



車椅子利用者用
便房 有



UDルームⅠ 有
（段差のない客室）
● 室
間取り図 有



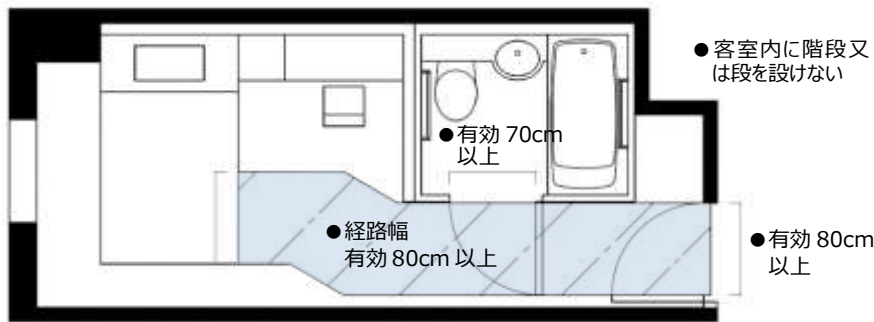
ベビーカーの貸出



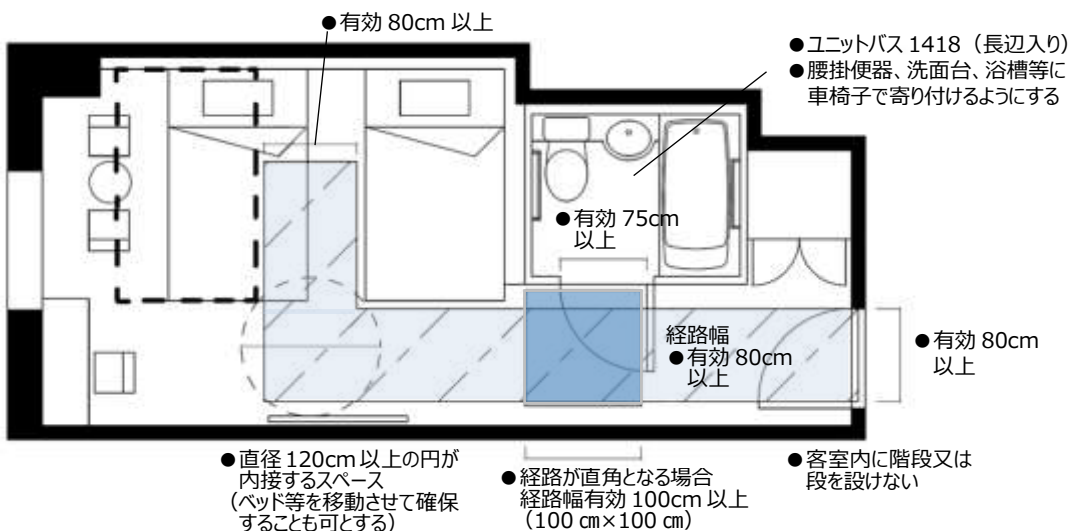
受付時の
筆談対応

※既設等のホテル又は旅館については、努力義務が課されます。

【UD ルーム I のイメージ】 1ベッドルーム 床面積 15㎡以上 18㎡未満の場合



【UD ルーム II のイメージ】 2ベッドルーム 床面積 22㎡以上の場合



【公表するバリアフリー情報】

	項目	公表するバリアフリー情報
ハード対応	① 駐車場	駐車場の有無、車椅子利用者用駐車施設の有無
	② 主たる出入口までの経路	段差の有無、傾斜路の設置の有無、視覚障がい者誘導用ブロック又は音声による誘導案内の有無
	③ 主たる出入口の戸の構造	自動ドア、開き戸（手動）、引き戸（手動）
	④ 案内所及び案内設備	案内所の有無、点字又は音声による案内設備の有無、視覚障がい者誘導用ブロック又は音声による誘導案内の有無
	⑤ エレベーター	エレベーターの有無、車椅子利用者対応エレベーターの有無、点字及び音声案内付きエレベーターの有無
	⑥ 共用部分の便所	車椅子利用者用便所の有無、温水洗浄機能付きの便座設置便所の有無、オストメイト対応便所の有無、介護用ベッド設置便所の有無
	⑦ 共用部分の浴室等	車椅子利用者対応浴室等の有無、貸切用浴室等の有無
	⑧ 共用部分の子育て支援設備	ベビーチェア設置便所の有無、ベビーベッド設置便所の有無、ベビーケアルームの有無
	⑨ 客室	UD ルーム I、UD ルーム II、車椅子利用者用客室、その他の一般客室の有無、客室数、代表的な間取りの有無など
ソフト対応	⑩ 備品の貸出又は設備の設置	車椅子、ベビーカー、シャワーチェア、シャワー用車椅子、浴室用マット、入浴台、据置き型スロープ、案内信号装置など
	⑪ コミュニケーションサービス	電子メール、ファックス、筆談、手話、多言語による対応
	⑫ 案内等サービス	客室までの人的な誘導案内、ルビ振りやイラストの入ったパンフレット、映像による利用案内、個室での食事の提供など

